

#### 第4（第6章第1節関係）

### 非常通話の取扱要領

水防法第20条の規定に基づき、洪水又は高潮に際し、水の警戒及び防御のための連絡措置を内容とするもので、警報発令以後は、水防の必要があると認められる以降、事態の解消するまで関係機関相互間の発受するものに限り非常通話として取り扱う。

- 1 通話の申し込みは、102番をダイヤルし「非常扱い通話」と告げる。
- 2 非常扱い通話の接続に当たり、相手の電話が通話中のときは、交換取扱者が、その通話中の通話に割り込み、当通話を切断して接続することがあります。
- 3 通話の輻輳状況に応じ、通話時間が制限されることもあります。
- 4 その他の取扱いは、102番通話の取扱いと同様です。